

1. 調査・研究の背景と目的

本研究は、平成30年度における調査・報告「児童養護施設の改修による生活空間の質的改善効果に関する研究」の継続研究として実施した。

児童養護施設には、1歳から18歳まで（必要に応じて22歳まで）の要支援児童が入所し生活を送っている。以前は孤児院と呼ばれ、戦後孤児の生活援助をおこなってきたが、現在では、保護者のいない児童、虐待やネグレクトなどによって親元を離れて生活している子ども達が多数を占める。

施設形態は、大舎制とよばれる1舎20人以上の「大舎制」、13人から19人までの「中舎制」、12人までの「小舎制」、6人までのユニットケア（小規模グループケア）、本舎とは別の既存住宅等を活用して6人までで生活を送る「グループホーム（地域小規模児童養護施設）」に大別される。2007年度の厚生労働省調査では、603の施設のうち、約75%が大舎制、23%が小舎制、19%が中舎制となっており、大舎制の施設が大半を占めていた。しかし、家庭的な規模での養護が求められるようになり、2008年に児童福祉法が改正され、小規模な生活環境の中でのケアを生かし、安定して落ち着いた養護・教育を行う取り組みが推進された。

いわゆる脱施設化の推進は、ケア規模を小さくするだけでなく、建築空間としても家庭的な環境を子ども達に提供し、安心感のある場所で大切にされる経験をすることで、自己肯定感を育む効果が期待されており、施設の設えから家の設えへの転換が必要とされている。こうした観点から、前調査・研究において、要養護児童の生活空間の実態把握、および大規模改修の工事内容等の調査を目的としたアンケート・視察調査を実施した。これにより、施設現状の把握と生活空間の質的向上を図る為の提案という一定の知見と成果を得た。一方で視察調査母数及び先駆的な事例調査サンプルを増やす必要性が課題として残った。

そこで本調査・研究では前調査・研究を基盤とした上で発展し、①課題として残った視察母数および先駆的な事例調査サンプルを増やすこと、②施設の具体的な空間満足度に関し、施設職員へのヒアリング調査を実施した。

従前のトップダウン方式の施設計画から、子ども達の意見を施設計画に反映するボトムアップ型の施設計画の設計デザインおよびプロセスのあり方を検討することを目的とした。

調査期間中に発生したパンデミックの影響により、施設からの依頼で子どもへの調査の実施を回避し、施設責任者への調査を中心に実施した。

2. 調査の方針と方法

2-1. 調査Ⅰ（視察調査）

視察調査では、前調査・研究に続き、建築的な特徴（外観デザインや平面計画など）、空間的特徴（生活空間における室内の仕様やインテリアデザインなどの設え）、取り組み（施設独自の特徴的な運営など）を行っている施設を選定し、視察調査を実施した。7施設11棟について、計474枚の写真を撮影し、建築的・空間的な特徴を抽出した。ヒアリングを同時に実施することで、施設側の設計やデザインに関する意図、その特徴の活かし方などの情報を得た。

各施設における建築的・空間的特徴の詳細情報を丹念に抽出し、キャプションを付けることで、他の同類施設の設計時に、汎用可能な情報データとしての一定の知見を蓄積した。

その中には、異なる施設で同様の設計手法を用いているものや、独自のユニークな設計手法を用いているもの、様々な手法を獲得することができた。同時に、設計上、建設上の問題点などに関する課題に関しての情報を得た。

2-2. 調査Ⅱ（ヒアリング調査）

ヒアリング調査内容では、視察調査を実施した7施設のうち、ヒアリングの承諾を得た5施設について実施した。ヒアリングは視察調査時および補足的にメールでも回答を得た。ヒアリング項目の概要は以下の通りである。1) 設計者や施工者の選定の経緯や理由、2) 建物についてのデザインの決定経緯など、3) 建物の満足度、4) その他の自由意見

ヒアリング調査では、施設運営者側および設計者の、施設計画や設計デザインにおける工夫のみならず、そのプロセスにおけるやり取り、実際に完成後に運営を進める上で発生した問題点、その解決策を集積した。

3. 調査結果

調査Ⅰ（視察調査）、調査Ⅱ（ヒアリング調査）を踏まえ、施設計画を企画立案する施設運営者や設計者に対して、施設計画に関する多様な選択肢を増やす動機付け、ひいては児童養護施設の設計デザインおよび子ども達の生活空間の向上を図る上で、特に重要・効果的と考えられる点をまとめる。具体的な手法を<手立て>として記述する。特に<手立て>については、本調査・研究の視察・ヒアリングを実施する中で発見することができた実施例として、同系の施設計画においても、汎用性のある知見であると考ええる。更に、<課題>では、<手立て>のメリットだけでなく、<手立て>を用いた際の、デメリットとしての課題や注意点など記述する。

3-1. 調査 I (視察調査)の考察

(1)室内の子どもを街路から見せない

様々な事情で親元を離れ、保護された子どもの様子を見る為に、親が施設を探しに来る場合がある。その為、施設内の生活の様子が街路などから見えないようにする工夫をする施設が2施設4棟あった。敷地が、自然の中や建物自体が街路から見えないような場合を除き、子どもたちのプライバシーを守る工夫が必要とされる。

<手立て>・すりガラス、ガラスフィルムをガラス面に貼る。・開放部をルーバーで覆う。・目隠しパネルや壁を設置する。

<課題>・フィルムは、子どもたちの手の届く位置にフィルム端が見えると、剥がすことが多発する。
・ルーバーは、擬木(再生木)などを用いた際、日差しで反る、落下するという事例が見られた。意匠性を保持し、設置方法を十分に検討すべきである。

(2)廊下に多様な機能をもたせる

調査した施設の中には、廊下空間を単なる動線としてではなく多様な機能性を持たせていた。児童養護施設の建築計画では、限られた予算の中で、必要な居室空間の面積を最大限確保しようとする傾向になる。そのため、廊下空間を計画しないことや、計画したとしても最小限の必要幅におさえてしまう。一方で、施設の特性に合わせた活動的な場や、子どもたちが集まるリビングなどのパブリック空間とは一種違ったセミパブリックスペース、エスケープの場などとして、アイデア次第で、有効活用することができる。

<手立て>・エスケープスペース・学習やパソコンなどのスペース・内廊下の間や突き当りを開放し、暗所にしない・廊下幅を広くとる

<課題>・死角を、職員が把握し、対策を講じておく必要がある。

(3)子ども部屋の工夫

本調査では、運営者や設計者による子ども部屋の様々な工夫が見られた。施設における職員の体制によって、例えば、寝かしつけを何人でどのようにするのかなど、施設の事情によるところも大きい。本調査で見られた様々な工夫を列挙することで、他の施設での汎用性を高める。

<手立て>・部屋間を可動間仕切りで仕切る・子ども部屋の間の壁の一部を開放・天井、廊下側の壁の上部を開放・扉の基本は引き戸ソフトクローズ機能必須

<課題>・防火区画の関係で、扉が鉄扉の施設があり、多くが破損していた。建具の基本は木建具とすべき。・天井の開放は、個別空調による温熱環境のコントロールができない。また、子どもの声の騒音問題、プライバシーの確保が困難である。

(4)家事の機能性とバックヤード

児童養護施設の子どもが集団生活を送る中で、職員による食事、洗濯などの家事は、一般家庭に比べても、負担の大きい作業である。ここでは、家事や緊急時など機能的なバックヤードに関する、各施設で見られた計画について記述する。

<手立て>・子どもの様子や気配が常にわかる工夫
・家事空間を集中させる。・勝手口や裏動線をつくる
・十分な設備機器を配置する。・物干しは洗濯室と隣接・家事室を用意する

<課題>・防火区画の関係で、扉が鉄扉の施設があり、多くが破損していた。建具は基本に木建具とすべき。・天井の開放は、個別空調による温熱環境のコントロールができない。また、子どもの声の騒音問題、プライバシーの確保が困難である。

3-2. 調査 II (ヒアリング調査)の考察

ヒアリング調査では、施設の設計プロセスや現状に関する満足度の意見を得ることができた。

満足しているという意見が見られる一方で、デザイン性を優先することで起きた事象や、その状況改善が円滑に行われていないことが散見された。

子どもの生活空間や職員の職場環境として、健全で居心地のよい場所は必要不可欠であり、それには優れたデザインであることは、重要な要素の一つである。調査先は、児童養護施設の新たな試みを実践している事例があり、こうした試みを今後の施設計画に応用することで、脱施設化へ向けた更なる取り組みの発展を期待できる。

4. 課題と今後の展望

本調査・研究では、先例の少ない児童養護施設の建築設計・デザイン分野における、一定の知見を蓄積することができた。

一方では、調査期間におきたパンデミックの影響により、施設長からのヒアリングに留まった。パンデミック後のニュースタンダードに対応する児童養護施設の建築デザインや生活環境の在り方を検討する上でも、継続的な「視察調査における建築デザインの好例の提示」は、現場での選択肢を広げ、様々な有効なアイデアを創造させる契機となる。

また、施設の生活環境を直接的に左右する現場職員への建築教育の必要性を感じた。施設建設時の建築設計プロセスへの参画や、良好な生活空間を維持管理するために、児童養護施設における現場職員のための「建築デザインのリテラシー教育の手法の開発」という新たな課題を得た。

今後の展開として、①先駆的事例のホームページ開設および開示、②シンポジウム等の開催、③設計デザインの実践と評価、④海外の先駆的な取り組みの事例調査などが考えられる。

本調査が児童福祉および社会的意味をもつ研究として、継続していく必要があると考える。